

介護保険料の納め忘れはありませんか？

介護は家族みんなの問題です。みんなで支え合いましょう。

「介護保険料は年金から引かれているはず」「本人が支払っているはず」と思っている人も、保険料を納め忘れていたことがあります。

「おじいちゃん、おばあちゃん、保険料に納め忘れがないですか」と、今一度ご家族で確認しましょう。本人が保険料を納めているか分からないとき、本人がお金を管理できないときには、ご家族が代理で納付状況の確認や、納付書の再発行を受けることができます。

日中、来られない人のために、夜間納付・相談窓口を行っていますので、ぜひ活用してください。

○偶数月は夜間納付・相談窓口を開設しています

夜間納付や相談窓口の詳しい開設日時は、広報とわだ（偶数月号）や市ホームページで確認してください。

- ▶ 昼間都合のつかない人は、この機会をぜひご利用ください。
- ▶ 来庁される人は、新館入口からお入りください。受付は1階23番窓口の高齢介護課です。
- ▶ 電話相談も行っています。お気軽にお問い合わせください。



問 高齢介護課 ☎ 6721・6722

保険料を納めないでいると、介護サービス利用時に一定期間、保険給付割合に制限がかかる場合があります

1年～1年6カ月間
滞納の場合

介護サービス利用料が**いったん全額払い**。申請で返還

通常はサービス利用時に1割または2割の利用料の支払いでよいものが、いったん全額の10割を支払わなければなりません。支払った保険料のうち、9割分または8割分は申請により後日返還されます。

1年6カ月～2年間
滞納の場合

介護サービス利用料の**9割または8割が未納保険料**へ

通常はサービス利用時に1割または2割の利用料の支払いでよいものが、いったん全額の10割を支払わなければなりません。さらに、申請により返還されるサービス利用料の9割分または8割分が、納められていない保険料に充てられます。

2年以上滞納の場合

介護サービス利用料が**3割負担**に

通常はサービス利用時に1割または2割の利用料の支払いでよいものが、3割の負担の支払いになります。

○65歳以上皆さんの平成29年度介護保険料が7月3日に決まります

納付書または口座振替で納付する人には、「介護保険料納入通知書（封筒）」、年金から天引きされる人には、「介護保険料額決定及び特別徴収開始通知書（はがき）」を郵送します。納付書で納付する人は、忘れずに納期限までに納付してください。

○新しい「介護保険負担割合証」を送付します

要支援、要介護の認定を受けている人、総合事業の対象となる人に、利用者負担の割合（1割または2割）が記載された新しい「介護保険負担割合証」を7月中に送付します。サービス利用時には、介護保険被保険者証と併せて、サービス提供事業所に提示してください。

2割負担になる人は、合計所得金額が160万円以上で、同一世帯の65歳以上の人（第1号被保険者）の年金収入＋その他の合計所得金額が、単身世帯で280万円以上、2人以上での世帯で346万円以上の人です。

